

職員の懲戒処分について

このことについて、消防本部の職員間におけるパワー・ハラスメント事案を2件認めましたので、下記のとおり事案及び処分の概要をお知らせします。

記

1 消防本部におけるパワー・ハラスメント（第1事案）

(1) 懲戒処分年月日

令和5年3月28日（火曜日）

(2) 職員の所属部局、年代及び職並びに懲戒処分内容

ア 消防本部 50歳代係長職 減給10分の1（3か月）

イ 消防本部 50歳代課長職 戒告

(3) 事案の概要

令和4年12月に職員からの情報を受けて調査した結果、50歳代係長職の職員が、令和4年8月から同年12月にかけて、複数の部下職員に対し、人前での叱責など業務上必要な範囲を超える言動により部下職員的心情を害し、職場環境を悪化させていたことを確認しました。

また、同所属の50歳代課長職が、被害にあった当該部下職員から受けた相談に対し、50歳代係長職への十分な指導などの対応を行っていませんでした。

2 消防本部におけるパワー・ハラスメント（第2事案）

(1) 懲戒処分年月日

令和5年3月28日（火曜日）

(2) 職員の所属部局、年代及び職並びに懲戒処分内容

消防本部 30歳代一般職 減給10分の1（3か月）

※ 同所属の50歳代課長職について、部下職員によるパワー・ハラスメント発生の監督責任を認め、訓告（懲戒処分に至らない措置）としました。

(3) 事案の概要

令和5年1月に職員からの情報を受けて調査した結果、30歳代一般職の職員が、令和4年7月から令和5年1月にかけて、複数の職員に対し、暴言など業務上必要な範囲を超える言動により職員的心情を害し、職場環境を悪化させていたことを確認しました。

3 消防本部におけるパワー・ハラスメント続発の監督責任

(1) 懲戒処分年月日

令和5年3月28日（火曜日）

(2) 職員の所属部局、年代及び職並びに懲戒処分内容

消防署長 50歳代次長職 戒告

(3) 処分の理由

消防署において、所属職員によるパワー・ハラスメントが連続したことから、管理監督責任及び再発防止不徹底を認め、処分しました。

(4) 消防長の処分（措置）について

消防長については、小樽市職員分限懲戒審査委員会において別に審査される予定です。

4 再発防止等について

ハラスメントに関する研修の効果的かつ定期的な実施により、ハラスメントに対する正しい知識の職員一人一人への浸透を図るほか、ハラスメントなどについて職員が相談しやすい体制を強化します。

5 消防長コメント

安心と安全を守る消防組織において、このような事案が発生したことについて、市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。

この度のことを重く受け止め、再発防止の徹底に全力を挙げて取り組んでまいります。

○担当 総務課長

消防本部総務課 市内線593

電話0134-22-9130